

令和6年度産地交付金について

1. 令和5年度実績（令和6年1月24日現在）

- 県域においては、当初配分のほとんどが使用され、未使用率は2.9%であった。（令和4年度の未使用率は0.5%）
- 地域においては、多くの地域協議会で配分額を上回る所要額となったことから配分額以内に収まるよう単価の調整を行った結果、未使用率は2.3%であった。（令和4年度の未使用率は0.2%）
- 令和5年度においては、畑地化促進事業の二次採択に伴う産地交付金の減少分があり、前年度に比べ未使用率が増加した。なお、この減少分は、2月中旬に国が引上げの調整を行う予定。

（単位：千円、%）

項目	県域	地域	県全体
当初配分	348,000	850,000	1,198,000
追加配分 （地力増進作物助成）	0	824	824
配分額の調整 （畑地化促進事業 一次採択者分の控除）	▲ 121	▲ 1,087	▲ 1,208
合計	347,879	849,737	1,197,616
（比率）	29.0%	71.0%	100.0%
実績	337,705	830,299	1,168,004
残額	10,174	19,438	29,612
未使用率	2.9%	2.3%	2.5%

2. 令和6年度産地交付金取り扱いの基本的考え方

- 産地交付金財源を効率的・効果的に活用するため、県域必要額については、令和6年の制度別・用途別作付け計画を参考に所要額335.6百万円（令和5年度は348百万円）を確保する。
- 非主食用米の柱となる飼料用米の多収品種への移行を誘導するため、「飼料用米多収品種推進助成」を新設する。

なお、令和5年産に取組んだ「飼料用米大規模取組加算」は廃止する。

- その他の非主食用米の取組については、令和5年度単価を継続する。

3. 配分の方法

(1) 国から県への配分の状況

○国から福島県への年度別配分額

(単位:百万円)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度
当初配分	1,198	1,198	1,198	X,XXX
追加配分	818	0.6	▲ 0.4	
計	2,016	1,199	1,198	X,XXX

注) 地域の取組に応じた追加配分(そば・なたね等2万円/10aなど)は含めていない。
 注) 令和5年度は、追加配分時に畑地化促進事業の一次採択者に係る調整があったため、追加配分額がマイナスとなっている。なお、二次採択者についても調整の予定あり。

(2) 県から地域への配分の考え方

ア 県域と地域の配分方法

- 令和6年度の制度別・用途別作付計画面積等から、県域必要額として335.6百万円を当初配分で確保し、残額を地域へ配分する。
- 10月下旬に追加配分があった場合は、全額を地域へ配分することを基本とする。

イ 地域への配分の考え方

① 当初配分

- 国からの配分のうち地域配分額を2月に内報、4月に配分通知する。配分に当たっては、令和5年度活用実績と畑地化による調整額を反映する。

② 追加配分

- 10月頃、国からの追加配分があった場合は全額地域へ配分する。
- 地域への配分に当たっては当初配分比率及び戦略作物等の作付面積を考慮した追加配分を行う。

③ 被災地域の取扱い

- 対象とする被災地域については、令和4年度末における営農再開率が5割に満たない富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村とする。
- 令和5年度の活用実績が少額であった大熊町に対して60万円、双葉町に対しては40万円を当初配分し、実績に応じて追加配分する。
- また、令和5年度と同様に10百万円を被災地分として留保し、被災地の実績に応じて優先的に配分、残余が生じた場合はその他地域へ配分する。



県域	大熊町・ 双葉町	留保分	その他地域
335,600千円 (28.61%)	1,000千円 (0.09%)	10,000千円 (0.85%)	826,344千円 (70.45%)

4. 令和6年度産地交付金の設定概要一覧（素案）

取組内容	令和6年度 交付単価(案) (円以内/10a)	【参考】R5 交付単価 (円以内/10a)	対象面積 (ha・想定)	対応方向	備 考
県設定					
【廃止】飼料用米大規模 取組加算	--	2,500	--	廃止	他制度、他作物の取組を推進
【新規】飼料用米多収品 種推進助成	4,000	--	4,900	新規	多収品種のみ該当 多肥栽培等の取組を要件
加工用米複数年契約	14,000	14,000	400	継続	低コスト生産に資する取組を要件
新市場開拓用米取組拡 大助成	14,000	14,000	160	継続	低コスト生産に資する取組を要件
飼料用トウモロコシ助成	4,000	4,000	130	継続	生産性向上に資する取組を要件
麦・大豆生産拡大助成	5,000	5,000	1,120	継続	単収向上に資する取組を要件
国設定					
そば・なたね助成	20,000	20,000	1,635	継続	基幹作のみ
新市場開拓用米助成	20,000	20,000	200	継続	基幹作のみ
新市場開拓用米助成に 係る複数年契約助成	10,000	10,000	50	継続	基幹作、R6コメ新市場事業採択者のみ。 令和6年産から3年以上の新たな契約
地力増進作物助成	20,000	20,000	5	継続	基幹作のみ 地域協議会で個票作成が必要

(別紙)

令和6年度産地交付金の設定内容(素案)

(注) この考え方は、現在の国の令和6年度予算(案)概算決定の内容及び産地交付金当初配分額を想定のうえ整理したものであり、今後、国との協議の過程で変更になる可能性があります。

1. 県設定助成

(1) 飼料用米多収品種推進助成【新規】

対象作物：飼料用米(多収品種)
交付単価：4,000円/10a
計画面積：4,900ha
取組要件：多肥栽培等の取組

(2) 加工用米複数年契約助成

対象作物：加工用米(基幹作物)
交付単価：14,000円/10a
計画面積：400ha
取組要件：3年以上の複数年契約、品質向上に資する取組、低コスト生産の取組 など

(3) 新市場開拓用米取組拡大助成

対象作物：新市場開拓用米(基幹作物)
交付単価：14,000円/10a
計画面積：160ha
取組要件：多収穫性の品種による作付、収量増加に資する取組、低コスト生産の取組 など

(4) 飼料用トウモロコシ助成

対象作物：飼料用トウモロコシ（基幹作物）
交付単価：4,000 円/10a
計画面積：130ha
取組要件：収量増加に資する取組、低コスト生産の取組 など

(5) 麦・大豆生産拡大助成

対象作物：麦（基幹作物）、大豆（基幹作物）
交付単価：5,000 円/10a
計画面積：麦 280ha、大豆 840ha
取組要件：施肥管理、赤かび防除、排水対策、低コスト生産の取組など

◎財源に余剰が出た場合は、①飼料用米多収品種推進助成、②麦・大豆生産拡大助成、③加工用米複数年契約助成、④新市場開拓用米取組拡大助成の順で上乗せする。

◎財源が不足する場合は、飼料用米多収品種推進助成の単価を減額する。

2. 国設定助成

地域の取組に応じて、追加配分の対象となる取組。

(6) そば・なたね助成

対象作物：そば（基幹作物）、なたね（基幹作物）
交付単価：20,000 円/10a
取組要件：実需者等との出荷販売契約又は自家加工や直売所等での販売など

(7) 新市場開拓用米助成

対象作物：新市場開拓用米（基幹作物）
交付単価：20,000 円/10a
取組要件：新規需要米取組計画の認定を受けること
※コメ新市場開拓等促進事業の採択者は対象外。

(8) 新市場開拓用米複数年契約助成

対象作物：新市場開拓用米（基幹作物）

交付単価：10,000 円/10a

取組要件：令和 6 年度コメ新市場開拓等促進事業の採択者かつ、令和 6 年産から新たに締結された 3 年以上の複数年契約など

※令和 5 年産からの継続分は対象外。

(9) 地力増進作物助成（地域作成個票）

1. 対象作物

地域の水田収益力強化ビジョンに位置付けられた地力増進作物等

2. 交付財源

(1) 交付単価 20,000 円/10 a

(2) 交付対象面積

①地域農業再生協議会ごとにみて、地力増進作物作付面積（基幹作）の前々年度からの増加面積。

②ただし、水稲作付面積（加工用米、新市場開拓用米を除く）の前年度からの減少面積が①より小さい場合は、②の面積。

注）このため、②がゼロの場合、交付対象面積はゼロとなる。

(3) 交付財源

20,000 円/10 a × (2) の面積

3. 使途

地力増進作物を作付けした生産者への支援、あるいは麦・大豆等の地力増進作物の後作振興への支援について、水田収益力強化ビジョンに位置づけ、そのうえで該当作物の生産振興に活用。

4. 要件

水田収益力強化ビジョンのなかに、以下項目を明記すること。

- ・地域の水田農業の活用目的
- ・支援対象作物
- ・施肥管理・ほ場へのすき込み等の生産体系および生産体制（団地化など）の考え方

注）2 年間連続で地力増進作物のみを作付けしていた農地へは助成されない。

令和6年度産地交付金の内報の遅れに伴う対応について

令和6年2月5日

福島県水田農業産地づくり対策等
推進会議事務局

令和6年度産地交付金の国からの内報が遅れているため、県枠・地域枠の総額、県枠の助成対象及び単価が設定できないことから、以下の対応とすることを御了承いただきたい。

- ・内報額に大幅な変更（令和5年度配分額 1,197,804 千円から 30%以上の増減）がない場合には、県枠・地域枠の総額、県枠の助成対象及び単価）については本会議の会長一任とする。
- ・大幅な変更があった場合には、改めて本会議の総会（書面開催）に諮ることとする。

なお、2月6日正午を過ぎても内報がない場合、2月7日開催予定の地域協議会への説明会は予定どおりの日程で開催するものの、産地交付金については、議案第3号の3ページの想定金額を仮置きして説明し、地域協議会に対しては内報後に別途文書にてお知らせすることとしたい。